

広島市条例第2号

令和8年2月26日

広島市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市下水道条例の一部を改正する条例

広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「本市が施行する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本市が施行する工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた業者に工事を施行させる必要があると認めるときに、当該業者が施行する工事

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。